

新型コロナウイルス感染症に関する主な対応状況・取組について

1 主な施設・事業等の状況

(1) 保育所・幼保連携型認定こども園等

- ・緊急事態宣言(以下「宣言」という。)下(4月7日～5月25日)を含めて原則開所
- ・家庭での保育が可能な場合の利用自粛を要請(4月8日～6月30日)。自粛要請期間中については、登園実績に応じた利用料を徴収(4月分のみ全額徴収後、登園実績に応じて返還)

(2) 放課後児童育成事業(放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ)

- ・宣言下を含めて原則開所※

※【放課後キッズクラブ】

学校の臨時休業中の緊急受入時間終了後等から、利用区分2の登録児童(留守家庭児童)を受入(7月以降、利用区分1の登録児童も限定的に受入を再開)

※【放課後児童クラブ】

学校の臨時休業に伴い、事業所に対し可能な範囲で午前中からの開所を依頼(5月31日まで)(午前中からの開所経費を補助 令和2年度基準額:32,000円/日、元年度:30,200円/日)

- ・家庭で過ごすことが可能な場合の利用自粛を要請(4月8日～6月14日)。自粛要請期間中の利用料については、利用実績に応じて返還(上限:一人あたり500円/日)

(3) その他市民利用施設等(横浜こども科学館等の青少年関連施設、地域子育て支援拠点等)

6月1日以降、感染防止対策を講じながら順次再開

2 施設等における感染症拡大防止対策

(1) 感染防止資器材の配布【一部6月補正】

児童福祉施設及び障害児通所支援事業所等に対し、マスクや消毒液などの必要な衛生用品を配布

(2) 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策【一部6月補正】

児童福祉施設等に対し、感染防止に資する備品購入等に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営ができるよう必要な経費を補助

3 福祉サービス運営・継続支援

(1) 事業者への支援金の交付【6月補正:福祉サービス運営支援事業】

利用自粛等により収入が減少した事業者に対して、事業が継続できるよう支援金を交付(対象施設・事業:乳幼児一時預かり、特別保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、認可外保育施設)

(2) 障害児入所施設等の事業所の継続支援【6月補正:福祉サービス継続支援事業(障害児部分)】

利用者や職員が感染、濃厚接触者に対応するなどした施設等に対し、衛生用品の購入費や人員確保のための経費などを補助

4 子ども・子育て世帯等への支援

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円の臨時特別給付金を給付（6月15日以降順次給付）

(2) ひとり親世帯等への支援

ア 臨時特別給付金

(ア) 市独自の給付金

児童扶養手当受給世帯に対して、1世帯あたり2万円を給付（6月30日から順次給付）

(イ) 国の制度に基づく給付金【6月補正：ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業】

児童扶養手当受給世帯等や収入が減少したひとり親世帯へ、国の制度に基づき臨時特別給付金を給付

イ ひとり親世帯フードサポート事業【6月補正】

フードバンクを活用して食品を提供する仕組みを構築

ウ ひとり親世帯SNS就労サポート事業【6月補正】

対面形式だけではなくオンラインでも支援するため、SNSを活用した相談支援体制を強化

(3) 児童虐待・DVへの対応

ア 広報対策事業

様々な広報手段による、児童虐待やDV相談窓口の周知

イ 児童虐待防止のためのLINE相談

未然防止、早期発見・早期対応を目的に、神奈川県等との合同実施により7月から運用開始

(4) 妊産婦等への総合的支援

ア 新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業【6月補正】

感染した妊産婦に対する寄り添い型支援、妊婦への分娩前のPCR検査等を実施

イ 妊婦への布製マスクの配付

希望する妊婦に対して、出産予定月まで、毎月2枚の布製マスクを配付（4月 受付開始）

ウ 乳幼児健康診査休止に伴う受診機会の確保

区福祉保健センターにおいて集団で実施する乳幼児健診（4か月、1歳6か月、3歳）の休止中（4月9日～6月30日）の特例措置として、市内医療機関における個別健診の機会を確保

エ 特定不妊治療助成の時限的な年齢要件の緩和

感染拡大防止の観点から不妊治療の延期を余儀なくされた場合、時限的に治療費助成の対象となる妻の年齢要件を緩和（4月以降）

(5) 医療的ケアを必要とする児童等への支援【一部6月補正】

医療的ケアを必要とする児童等へ手指消毒用エタノール等を配付

5 新しい生活様式への対応

(1) 地域子育て支援拠点等におけるオンライン環境整備事業【6月補正】

オンライン対応の専用端末の購入、Wi-Fi環境の整備等を支援

(2) 保育士等確保に向けたICT環境改善支援事業【6月補正】

保育士等の志望者向けの説明会や面接等をオンラインで行うためのICT環境改善を指導できる事業者を希望する認可保育所等に派遣

(3) 放課後キッズクラブにおける環境改善事業【6月補正】

網戸の設置及びエアコン更新の環境改善